第 2 6 回

羽村市都市計画審議会議事録

平成27年12月22日(火)

羽村市都市整備部都市計画課

第26回羽村市都市計画審議会議事録

1. 開催日時

平成27年12月22日 (火) 13時00分~14時07分

2. 開催場所

羽村市役所西庁舎5階委員会室

3. 出席者

(1)出席委員

印南 修太 委員 西川 美佐保委員 山崎 陽一 委員 小宮 國暉 委員 馳平 耕三 委員 露木 諒一 委員 宮川 修 委員 吉川 徹 委員 鈴木 將史 委員 仁平 文男 委員 森崎 勝巳 委員 小作 あき子委員

(2) 市側出席者

市長 並木 心 副市長 北村 健 都市整備部長 阿部 敏彦 区画整理管理課長 細谷 文雄 区画整理事業課長 石川 直人

(3)事務局

都市計画課長 神尾 成也 都市計画係長 大南 重行 都市計画係主事 松沢 鉄馬

4. 欠席委員

金子 博 委員 村井 良輔 委員 髙口 雅人 委員

5. 議事

- 1 日程
 - 1 会長並びに職務代理の選出について
 - 2 議席の決定について
- 2 議案

第1号 福生都市計画生産緑地地区の変更(羽村市決定)について

3 報告事項

羽村駅西口土地区画整理事業の進捗状況について

6. 傍聴者

なし

7. 配布資料

- 資料1 羽村市都市計画審議会委員名簿
- 資料 2 羽村市都市計画審議会条例
- 資料3 羽村市都市計画審議会運営規則
- 資料4 羽村市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領
- 資料 5 羽村駅西口土地区画整理事業整備工事の進捗状況について
- 議案第1号 福生都市計画生産緑地地区の変更 (羽村市決定)
- 羽村市都市計画図
- 羽村市の都市計画

○市長(並木心) 皆様、こんにちは。一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日は、第26回羽村市都市計画審議会を開催いたしましたところ、何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから羽村市の都市計画行政につきましてご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

国では、人口減少と超高齢化が進行する中、地方創生を図ることによって、国全体が活力ある社会であることを維持継続していくためのまち・ひと・しごと創生法を制定し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成及び魅力ある就業機会の創出を目指し、地方公共団体、私たちに対し、法の趣旨に沿い、地方の課題を把握し、将来展望を提示する地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めてきております。

このことを受け、羽村市におきましては、今年の9月、羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・ しごと創生計画を都内の自治体でトップを切って策定をしたところであります。計画の方向性とし て、若者の市内での交流及び市内への定住促進、若い世代の結婚・出産・子育ての支援、若者の雇 用・起業・創業の促進、羽村市の魅力を発信するための広報戦略、この4つの項目を掲げさせてい ただいております。

本創生計画を具現化していくために、今後のまちづくりにおいては羽村駅西口土地区画整理事業 をはじめ、羽村駅東口周辺整備事業、羽村駅東西を結ぶ自由通路拡幅整備事業などを推進するとと もに、羽村駅前等の空き店舗を活用した創業支援等も実施していくこととしております。

これらの事業を計画的かつ効果的に実施していくことにより、にぎわいと活力に満ちた中心市街地として羽村駅周辺が活性化し、多くの若い世代の定住及び雇用等へ繋がっていくことから、市民及び事業者の方々のご理解とご協力をいただき、積極的な事業展開に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、現在の羽村駅西口土地区画整理事業の状況につきましては、事業計画変更の手続に関し、 昨年12月15日付で都知事の認可を受け、翌17日には事業計画変更の公告を行い、本年度から本格的 なハード事業に着手したところであります。

整備工事の着手に当たっては、地域の安全性、利便性、工事の効率性、施設整備等の公共性に配慮し、平成27年度、今年からの3年間でしらうめ保育園周辺、羽村駅前周辺、羽村大橋周辺、川崎一丁目エリアの4地区を優先整備地区として選定し、事業を進めていくこととしております。

本事業の具体的な状況につきましては、本日の報告事項として後ほど担当より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会でありますが、生産緑地地区の都市計画変更についてお諮りをするものでございます。本件は、都市計画行政を進める上で極めて重要な事項でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、委員の皆様方におかれましては、今後とも羽村市の行政運営に対し一層のお力添えをいただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○事務局(神尾成也) それでは、各委員のご紹介をさせていただきたいと存じます。紹介はお手元に配付させていただいております資料1の都市計画審議会委員名簿順とさせていただきますので、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。私のほうから各委員のお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ではございますが、その場でご起立をお願いしたいと思います。初めに、市議会議員の委員を紹介させていただきます。印南修太委員でございます。
- ○委員(印南修太) 印南と申します。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 西川美佐保委員でございます。
- ○委員(西川美佐保) 西川です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 山崎陽一委員でございます。
- ○委員(山崎陽一) 山崎陽一です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 小宮國暉議員でございます。
- ○委員(小宮國暉) 小宮です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 馳平耕三委員でございます。
- ○委員(馳平耕三) 馳平です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 続きまして、学識経験者としてお願いしております委員をご紹介させていただきます。元羽村市市議会議員の露木諒一委員でございます。
- ○委員(露木諒一) 露木でございます。よろしくお願いします。
- ○事務局(神尾成也) 羽村市農業委員会会長の宮川修委員でございます。
- ○委員(宮川修) 宮川です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 首都大学東京教授の吉川徹委員でございます。
- ○委員(吉川徹) 吉川でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 一級建築士の鈴木將史委員でございます。
- ○委員(鈴木將史) 鈴木でございます。初めてですので勉強したいと思います。よろしくお願い いたします。
- ○事務局(神尾成也) 続きまして、関係行政機関の委員をご紹介させていただきたいと存じます。

福生消防署長の仁平文男委員でございます。

委員(仁平文男) 仁平でございます。よろしくお願いいたします。

- ○事務局(神尾成也) 続きまして、市民公募委員による委員をご紹介させていただきたいと存じます。森崎勝巳委員でございます。
- ○委員(森崎勝巳) 森崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 小作あき子委員でございます。
- ○委員(小作あき子) 小作です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) なお、本日関係行政機関の委員で3名ご欠席となっておりますのでお名前を お呼びさせていただきます。西多摩建設事務所長の村井良輔委員、多摩建築指導事務所長の金子博 委員、福生警察署長の髙口雅人委員、以上3名をご紹介させていただきます。続きまして、市の理事 者をご紹介させていただきます。並木市長でございます。
- ○市長(並木心) よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 北村副市長でございます。
- ○副市長(北村健) 北村です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 次に、職員を紹介させていただきます。本日、報告事項説明等の為に出席 しております職員もあわせて紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。都市整備 部長の阿部でございます。
- ○都市整備部長(阿部敏彦) 阿部でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 区画整理管理課長の細谷でございます。
- ○区画整理管理課長(細谷文雄) 細谷でございます。よろしくお願いします。
- ○事務局(神尾成也) 区画整理事業課長の石川でございます。
- ○区画整理事業課長(石川直人) 石川でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 都市計画課都市計画係長の大南でございます。
- ○事務局(大南重行) 大南でございます。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 都市計画課都市計画係の松沢でございます。
- ○事務局(松沢鉄馬) 松沢と申します。よろしくお願いいたします。
- ○事務局(神尾成也) 最後に、わたくし都市計画課長の神尾でございます。どうぞよろしくお願い申しあげます。以上で紹介を終わらせていただきます。

続きまして、お手元のマイクの操作についてお願いがございます。審議の際ご発言につきまして はこのマイクのボタンを押していただきまして、スイッチが入ります。これをまた押していただく と切れることになっております。ご発言の際はこのマイクをご利用いただきますようお願いいたします。また、この会議は、会議録を作成する関係から会議の内容を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承くださるようお願い申しあげます。

それでは早速、お手元の審議会日程に沿って会議を進めさせていただきたいと思います。初めに日程1、会長並びに職務代理の選出についてですが、会長が決まるまでの間、前職務代理者の宮川委員に座長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○都市計画課長(神尾成也) ありがとうございます。それでは宮川委員、座長をお願いしたいと 思いますので、座長席の方にお移り下さい。それでは宮川委員、お願いいたします。

(座長席に移動)

○座長(宮川修) ただいま座長に指名されました宮川でございます。会長が選出されるまでの間、 スムーズな進行に努めていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは最初に、本会議の成立について、事務局から報告を願います。

○都市計画課長(神尾成也) 座長、都市計画課長です。

それでは、本会議の成立についてご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、羽村市都市計画審議会条例第5条第2項に、「審議会は、委員 及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない」と規定され ております。

現在の出席委員の数は12名で2分の1以上の定足数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

以上です。

- ○座長(宮川修) 次に、日程1、会長の選出を行いたいと思いますが、選出に当たっての条件等 について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○都市計画課長(神尾成也) 座長、都市計画課長です。
- ○座長(宮川修) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) それでは、会長の選出につきまして説明させていただきます。

会長の選出につきましては、羽村市都市計画審議会条例第4条第1項におきまして、「審議会に会長を置き、第2条第1項の委員、すなわち学識経験のある委員のうちから、選挙によってこれを定める」と規定しております。この規定に基づきまして、学識経験のある委員のうちから選出をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○座長(宮川修) ただいま事務局から説明がありましたとおり、会長は学識経験がある委員から 選出となります。

次に、選出方法についてですが、いかがいたしましょうか。

- ○委員(吉川徹) 座長。
- ○座長(宮川修) 吉川委員。
- ○委員(吉川徹) 4名の学識経験者の中から選出をするということになっておりますので、指名 推選を募って会長を選出するのがよろしいと存じます。
- ○座長(宮川修) ただいま指名推選でという発言がありましたので、会長の選出を指名推選という選挙方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○座長(宮川修) 異議なしということで、会長の選出方法については指名推選により行うことと いたします。

それでは、学識経験者の4名の中からどなたかの推薦をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○委員(吉川徹) 座長。
- ○座長(宮川修) 吉川委員。
- ○委員(吉川徹) 会長には4年間会長として経験を積まれてご活躍をなさり、またその過程で指導力をご発揮くださり、また、元市議会議員として行政や都市計画についても大変広い、深い見識をお持ちの露木諒一委員を推薦したいと存じます。
- ○座長(宮川修) ただいま露木委員を推薦するというご発言がございましたが、他にご意見やご推薦はございませんか。

(「なし」の声あり)

○座長(宮川修) 特にないということで会長を露木委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○座長(宮川修) ご異議なしということで、露木委員を会長とすることと決定させていただきます。

これで会長が決定いたしましたので、これからの議事進行につきましては、私から露木委員に引き継ぎさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

(会長席に移動)

○会長(露木諒一) 皆様、こんにちは。ただいま皆様のご推薦をいただきまして、会長を務めさせていただくことになりました露木でございます。これからの任期中、会長職を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。

それでは、引き続きまして職務代理の選出を行いたいと思いますが、選出に当たっての条件など につきまして、事務局より説明を願います。

- ○都市計画課長(神尾成也) 会長、都市計画課長です。
- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) それでは、職務代理の選出につきましてご説明申し上げます。職務 代理につきましては、羽村市都市計画審議会条例第4条第3項に、「会長に事故があるときは、あら かじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」と規定されております。なお、参考ではござい ますが、今まで、職務代理の指名に当たりましては、学識経験のある委員の中から指名されており ます。

以上でございます。

○会長(露木諒一) ただいま事務局から職務代理の指名につきまして説明がございました。今までと同様に、学識経験のある委員の中から私が指名させていただきます。私といたしましては、羽村市農業委員会会長の宮川委員を職務代理といたしましてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(露木諒一) ありがとうございます。

それでは、宮川委員を職務代理とすることに決定いたします。

- ○職務代理(宮川修) よろしくお願いいたします。
- ○会長(露木諒一) 次に、日程2、議席の決定についてでございますが、議席の決定方法につきましては、事務局から説明を願います。
- ○都市計画課長(神尾成也) 会長、都市計画課長です。
- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) それでは、議席の決定方法についてご説明申し上げます。

委員の議席につきましては、羽村市都市計画審議会運営規則第4条で、「委員の議席は、最初の会議において会長が定める」と規定されております。この規定に基づいて、議席の決定につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

以上です。

○会長(露木諒一) ただいま事務局から説明がございましたように、都市計画審議会運営規則に基づきまして、私のほうで議席を決定させていただきたいと思います。資料1にあります羽村市都市計画審議会委員名簿の順で、印南委員を議席番号1番といたしまして、順に小作委員まで、連番の議席番号とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(露木諒一) ご異議なしということで、議席は今回の名簿順とさせていただきます。なお、 名簿の議席番号が空欄になっておりますので、印南委員を1番とし、小作委員の15番まで、順に議 席番号を記入していただきたいと思います。

次に、審議に入る前に、本日の審議会の議事録署名委員ですが、審議会委員名簿の順で議席番号 1番の印南委員と議席番号2番の西川委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(露木諒一) 次に、会議の公開・非公開でございますが、本日の会議は公開で行うものと いたします。

それでは、日程3、議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更につきまして、審議に入ります。

- ○市長(並木心) 会長、市長。
- ○会長(露木諒一) 市長。
- ○市長(並木心) それでは、今、会長からご指名がございましたので、議案第1号の提案説明を させていただきたいと存じます。議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更(羽村市決定)に つきましてご説明いたします。

本案は、生産緑地地区の削除及び追加に伴い、生産緑地地区の全体の面積を変更しようとするものであります。削除を行う生産緑地地区は4件、面積約4,210平方メートル、追加を行う生産緑地地区は2件、面積約1,380平方メートルで、市全体の生産緑地地区の面積は前年度に比較して、約0.28~クタール減少の約32.58~クタールとなります。

詳細につきましては、都市計画課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう お願い申し上げます。

以上です。

- ○都市計画課長(神尾成也) 会長、都市計画課長です。
- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) それでは、議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更(羽村市

決定)の詳細につきましてご説明させていただきます。資料の議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更をご覧いただきたいと存じます。

まず、表の第1でございますが、市内の生産緑地地区の面積の合計を約32.58へクタールとするものでございます。前年度の面積は約32.86ヘクタールでございましたので、0.28ヘクタール、平方メートルで言いますと2,800平方メートルが減少いたしました。

その下の第2と第3につきましては、今回削除及び追加を行う地区と面積を示したものでございます。

表の第2でございますが、地区の全部または一部を削除する地区が4地区で、削除する面積の合計は約4,210平方メートルとなります。この理由でございますが、4地区とも主たる従事者の死亡によるものでございます。地区の位置等の詳細につきましては、後ほど図面にて説明をさせていただきます。

次に、表の3でございますが、今回追加を行う地区は2地区で、面積の合計は約1,380平方メートルとなっております。生産緑地の追加指定は毎年7月から8月にかけて行うこととしておりまして、この地区は今年の7月から8月にかけて申請があったものでございます。こちらも後ほど詳細の説明をさせていただきます。

続きまして、次のページをご覧いただきたいと存じます。この表は今回の変更概要を示したものでございます。3の面積の変更でございますが、先ほどもご説明いたしたとおり、前年度の生産緑地地区は176件、約32.86ヘクタールでございましたが、今回の削除・追加により、今年度は173件、約32.58ヘクタールとなり、前年度と比較しまして、件数は3件減り、面積は0.28ヘクタールの減少となります。

ちなみに、前年度につきましても0.5へクタールが減少しておりまして、生産緑地の追加指定を毎年受け付けてはおりますが、生産緑地は年々減少している傾向にございます。

続きまして、次のページをご覧ください。先ほどご説明をさせていただきました1ページ目の削除・追加する地区の変更前の面積と変更後の面積を新旧対照表として示したものでございます。詳しい内容につきましては、後ほど図面により個別に説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

こちらの画面をご覧ください。市内全域の生産緑地地区を示した総括図はこうなっております。 画面の中で、赤い丸で囲まれた地区が今回削除する地区となっております。黄色の丸で囲まれたこの地区が追加する地区でございます。

次に、それぞれの地区につきまして個別に説明をさせていただきますが、まず初めに追加を行う

地区について説明いたします。

1件目につきましては、画面の中央、黄色い丸で囲んだ1箇所でございます。神明台一丁目地内、 指定番号177番の地区でございますが、この地区につきましては市役所通りに面したところで地区の 一部、約740平方メートルを追加するものとなっております。

続きまして2件目の追加地区になります。画面の中央、黄色い丸で囲んだ双葉町二丁目地内となります。指定番号185番でございますが、この地区に約640平方メートルを追加するものでございます。

これから説明する4地区につきましては、いずれも主たる従事者の死亡により、解除するもので ございます。

次のページをご覧ください。画面の中央より多少下にありますけれども、赤い丸で囲んでおります。神明台三丁目地内、指定番号167の地区で、場所はあさひ公園の西側にあります。地区の全部、約1,050平方メートルを削除するものでございます。

続きまして、今説明申し上げました箇所の右上にございます指定番号163番で、地区の全部、約5 70平方メートルを削除するものです。

続きまして、2ページ、3件目の地区についてご説明いたします。

画面の中央の赤い丸で囲んでいます羽中三丁目、指定番号192番でございます。奥多摩街道に面したところで、これにつきましても地区の全部、約1,310平方メートルを削除するものでございます。 2ページをご覧ください。4件目の地区になります。画面の中央の赤い丸で囲んだ富士見平一丁

目地内、指定番号146番のところでございます。位置につきましては、羽村二中の西側にございまして、地区の一部、約1,280平方メートルを削除するものでございます。この結果、指定番号140以下につきましては、残り約810平方メートルとなります。

なお、11月16日から11月30日までの2週間、都市計画法第17条の規定に基づきまして、都市計画 案の縦覧を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○会長(露木諒一) 以上で議案の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はございますか。
- ○委員(馳平耕三) 馳平です。
- ○会長(露木諒一) 馳平委員。
- ○委員(馳平耕三) 先ほど説明の中で今、生産緑地が減ってきているという話がありましたけど、 ここ数年ではどのくらい減っているのでしょうか。

- ○都市計画課長(神尾成也) 会長、都市計画課長です。
- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) 直近の平成23年度から説明をさせていただきます。平成23年度は34. 39~クタール、その翌年の平成24年は33.90~クタール、平成25年度は33.51~クタール、続きまして平成26年度は32.86~クタール、このように減少しております。

以上です。

- ○委員(馳平耕三) 会長、馳平です。
- ○会長(露木諒一) 馳平委員。
- ○委員(馳平耕三) 先ほど相続が認められてという話がありましたけど、亡くなられると、生産 緑地の指定を取り消すことになってしまうということなんですか。
- ○都市計画課長(神尾成也) 会長、都市計画課長です。
- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) 後継者がいないとなれば市へ買い取りの申出をし、市が買い取らない場合、農業委員会へ斡旋し、それでも買い取りの希望者がいない場合、生産緑地の解除になります。
- ○委員(馳平耕三) 会長、馳平です。
- ○会長(露木諒一) 馳平委員。
- ○委員(馳平耕三) そういう面では今後も減る可能性があるということで、今回は2件増えていいことだと思いますが、今後新しい生産緑地を増やしていくのかお聞かせいただきたいと思います。
- ○都市整備部長(阿部敏彦) 会長、都市整備部長。
- ○会長(露木諒一) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(阿部敏彦) ただいまご質問いただきましたように、今度は増やすほうの算段というような形。これは農業委員会の協力がないと決してなせる政策ではございません。追加を指定するということは、従来までの形は農地という形は保っておりますけれども、課税上でいきますと宅地並み課税という形で維持継続をしている農地について、農業委員会からの推薦をいただいて追加をしていくというような形です。農業委員会からのご意見があれば当然追加指定をし、少しでも多くの農地を追加指定したいと私は考えています。今、ご質問がありましたように、減少傾向の中で、所有者の死亡に伴って公共用地等の買い取り申し出等はございます。この間1件農業委員会とも協議をし、羽村市が購入した経過はございますが、財政面を考慮しますと、年々農地の減少というのは避けられない状況にあり、農業委員会のほうとも協議をしながら、追加をするような仕組み

づくりというか、こういうようなものについては、やはり見据えていく必要があるだろうと考えております。いずれにしましても、継続されている保全農地につきましては、できるだけ指定をして生産緑地に加えていきたいという考えでおります。

以上です。

- ○会長(露木諒一) ほかにございますか。
 印南委員。
- ○委員(印南修太) 非常に細かいことなんですけれども、資料が平成4年のものなんですよね。も し可能でしたら、現状に見合ったものにしてもらいたいと思います。

「羽村の都市計画」についての資料も今後見直していただけるのかお伺いいたします。

- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) 委員ご指摘のとおり、昔の地形図を使っておりますので、それについては、適宜訂正をさせていただきたいと思っております。

もう1点の冊子ですが、変えるタイミングは、ある程度大きな都市計画が終わった段階で変えよ うかと思っており、今後タイミングを捉えて、適切な時期に変えていきたいと思っておりますので ご理解いただければと思います。

- ○会長(露木諒一) ほかにございますか。森崎委員。
- ○委員(森崎勝巳) 私は、3年ほど前に八王子から転居してきて、こちらの住人になったんですけど、羽村市というのは非常に農地が多い、という感じがするんですね、八王子なんかと比べた場合。そこで、ちょっと概略を知りたいのは、羽村市というのは、生産緑地の割合、率というのは、ほかの市と比べて非常に多いと私は考えるんですけれども、実際のところどうなんでしょうか。どんな割合、例えば立川とか青梅と比べ、そういう中で、私は直感的に生産緑地が非常に多いと感じました。
- ○会長(露木諒一) 都市計画課長。
- ○都市計画課長(神尾成也) そういった比較をしたものがございませんので、調べさせていただきまして、改めて回答させていただければと思います。よろしくお願いします。
- ○会長(露木諒一) 森崎委員。
- ○委員(森崎勝巳) 農業を発展させるという意味では非常にいいことだと思いますが、逆に市街 地を促進するという観点からすると、多いことが果たしていいことなのかどうか、ましてこの少子 高齢化の中で、羽村市としても、なるべく住人を増やしたい、確保したいという思いが当然市とし

てあるわけですから、他市との比較、立川というのは空き地がたくさんありますから、あまり比較の対象にならないと思いますが、八王子、青梅そのほか、比較してみるとどうなのか後で確認させていただきたい。

○会長(露木諒一) 都市整備部長。

○都市整備部長(阿部敏彦) ご指摘をいただいているように、羽村の場合では、従来の形の中でいけば、農業中心の地区だったわけでございます。昭和36年の市街地整備計画を機軸に、職住近接というような形のまちづくりに転換を図りまして、今日の礎を築いているわけです。その中で、今、ご指摘をいただいたように、農地と居住環境のバランスというような形の中でいけば、行政としましては両面を支援して、バランスよく環境保全を保っていくということの主眼がございます。

特に産業分野に置きましては、日野自動車を契機に自動車産業の進出によって、職住近接の一定 の枠組のまちづくりは達成できているのかなと。今後はやはりこれを維持継続していくためにはど うしていくか。

今、ご指摘をいただいたように、定住人口を増やしていく方法として見れば、逆に農地が減って、 市街地としての住宅地が増えていくという要素も多分にあります。しかしながら、それだけが行政 の役割ではないという認識がございますので、先ほど申し上げたように、農業委員会のご協力もい ただきながら、あるいは商工会関係の工業、商業、こういうようなバランスのとれたまちづくりと いう視点の中でまちづくりの推進をしてまいりたいと考えております。

- ○会長(露木諒一) 森崎委員。
- ○委員(森崎勝巳) どうもありがとうございました。大事な意見というか、部長がそういうお考えであるということで非常に安心しました。
- ○会長(露木諒一) ほかにございますか。

宮川職務代理。

○委員(宮川修) 直接生産緑地、農地に関与している農業委員会なんですけれども、基本的に今まで農地はずっと減少を続けてまいりました。しばらく食いとめることがなかなか難しかったんですけれども、ここへ来て、農地の減少の率としてはなだらかになってきて、農地はなぜ相続のたびに売却処分されてしまうかということで、基本的に農家が持っている不動産資産、農家は不動産資産を売ると収入が途絶えてしまうので不動産資産はなかなか売れないと。その結果、相続税がかなり高額ですので、農地を売却して相続税を払うというのが現状です。

農業委員会としては、今、農家の皆さんにお願いしているのは、不動産資産を増やさないでくれ と。要するに、農地として使っていてください。今の日本の税制ですと、農地であれば、ずっと農 業を続ける限り、納税猶予制度というのがございます。その制度に乗ればかなり安く相続できる。今年も羽村の農家、三十数件集まっていただきましたけれども、基本的に農業以外に資産を使うなと、これ以上農地を潰さないでくださいというお願いをしております。2年に1回農家の相続対策という講演をやっておりますけれども、だんだん農家側も、不動産経営を増やすと、次の代に自分のうちのものが、農地の資産がなくなってしまうという意識が非常に浸透してきつつあると。そういう意味で、基本的には私有財産ですので、我々農業委員会は、相続が起きたり、それから不動産、アパートをつくったりしようとするたびに、やっぱりやめたほうがいいですよとお願いします。ただ、限界があります。個人の財産についてだめですと言ってもなかなか無理なんです。そういう意味で、お願いはいたしますけれども、それから、そういう講演会を頻繁に開いて、農地を農地として持っていてくださいというお願いはいたしますけれども、だめですということは多分市役所側も言えないと思います。農家の仲間として、皆さんからお願いして歩いているというのが現状です。

それからあと、農地を増やしたいんですけれども、今までは農家の、例えば市役所通り、ああいうところだと、場合によっては、何らかのお店が来るかもしれない、店舗が来るかもしれない、そのほうが農地より収入が上がりますので、そういうところを高い税金を払って維持してきたんですけれども、この段階になって、基本的に不動産経営があまりよくない中、広い道に面した部分について相談に来たので、ぜひ羽村の農地として残していただきたいというお願いをして、今回も申請者が了解という形になったので2件追加になりました。羽村の場合は、追加指定を毎年認めてくれています。隣の青梅は3年で打ち切って追加指定は今ないんです。そういう意味では、羽村の農家は恵まれていると言ってもいいと思います。

○会長(露木諒一) ありがとうございます。 山崎委員。

○委員(山崎陽一) 先ほど農地よりは宅地化して人口増というお話があったんですが、やっぱり近郊農業、都市農業というのは防災面、環境面からもプラスであると。例えば、今、小学校の給食センターでも17%ほど羽村の農産物を使っている。それから、小学生の農業体験というのも羽村の地域の畑でやっているということで、いろんな意味でプラスがあると私は考えます。今後、持続可能なまちづくりという面で、どういうバランスを保っていけばいいかというのは、今、宮川さんからもお話があったように、市民の要望も含めて、例えば、生産緑地や市民農園というのに対しては、非常に市民の要望も多いということがあるので、これはバランスのとれたまちづくりができればいいと思うんですが、そこらはどのようにお考えでしょうか。

○会長(露木諒一) 都市整備部長。

○都市整備部長(阿部敏彦) 当然先ほどから申し上げているように、バランスのとれた住環境というようなものを、やっぱり点の部分で見るのか、線で見るのか、あるいは面で見るのかというような形になるんですね。地区的な話の中でいけば、これからもご説明いたしますけれども、羽村駅西口の区画整理事業の推進とか、こういうようなものについては、先ほどの市長の挨拶にもございましたように、駅前の土地の利活用、一方では、先ほど宮川会長も言われていますように、農地の保全というような形の政策の中でいけば、相続している人の兼ね合いの中の動向というようなものを注視しながら対応していく必要があるだろうと。

山崎委員が言われますように、防災拠点の面からする環境空地としての必要性、あるいは市民農園の活用方法、こういうようなものをうまくリンクさせていくことが、これからのまちづくりの中で見せる政策なのかなと思っています。特に宮川会長が言われていますように、羽村市としましては、農業委員会のほうから追加指定があれば、積極的にそれに取り組んでいくという考えでいます。

今後、当然考えなければいけないのは、この生産緑地というのは平成3年に制度化された生産緑地法に基づいて、そのときの指定というのは30年ですね。そうしますと、平成33年に30年間の縛りというものが解かれる時期が来るわけです。そうしますと、生産緑地法の今後の動向がどのような形で変わっていくのかというのは、これは見据えておく必要があると思うんです。向こう5年の間に、今申し上げたような視点の中でいけば、環境という面、あるいは防災という拠点の部分、あるいは、促進を図るような宅地造成的な面、こういうようなものを踏まえて、バランスよく政策の中に反映していく必要があるだろうと考えておりますので、今、各委員から言われている内容については、当然政策の中に盛り込んで、まちづくりの中の拠点の1つとして対応してまいりたいと考えています。

○会長(露木諒一) ほかにございますか。小作委員。

○委員(小作あき子) 小作です。

今、部長さんのほうから30年問題というのがあったんですけれども、もう、すぐ目の前に来ています。方向性としては、今お話しいただいた方向は素晴らしい方向だと思うんですけれども、それと宮川委員のほうからお話がありましたように、農家のほうも少しずつ意識が変わってきているということがあったんですが、やはりあと何年間か、限られた時間の中でほんとうに戦略的に具体的な手法を考えておかないと、あっという間になくなってしまう。減っていくスピードがすごく減ってきているといっても、私の近所でも、ここが家になっちゃったとかいうようなことをたびたび見ているんで、どういう手法で農地をどこに起こしていったら住みやすいまちになっていくのかとい

う、もう少し地区レベルの単位で、市民の意見も交えながら、具体的な方法を農家さんとか、市民 の意見を反映されたような計画づくりができないかなと。もちろん農地として野菜が、新鮮な野菜 が手に入るというのは非常に魅力的なんですけれども、農地として維持することができないんであ れば、緑地、オープンスペースとして、例えば子供の遊び場だったりとか、本当に緑だけというこ とでも効果はあると思いますし、どんな方法でもできるのかという手法の研究を是非していただき たいと思います。

○会長(露木諒一) 都市整備部長。

○都市整備部長(阿部敏彦) 今ご指摘をいただいたように、今後のまちづくりの視点というのは、 先ほど申し上げた様々な視点の中で、当然33年という形の、生産緑地の30年というものの時期を見 据えたまちづくりの必要性というのは論じていきたいと。一方で、実は行政が抱えている問題の一つに、これは全国どこでも同じでございますけれども、公共資産の総合計画というものの更新計画 というのもあるわけです。当然緑地の問題、あるいは道路の問題、公園の問題、こういうようなものをトータル的に、現在羽村市においても、公共資産総合計画として取りまとめているところでございますけれども、そういう枠組の中で、今、小作委員が言われますように、どういう視点でどういう手法を取り入れていくかというのがこれからの命題であって、大きな課題の一つです。

当然、今、私ども当面の取り組みとしては、先ほど申し上げたように、羽村駅西口の土地区画整理事業というようなものは、やっぱり1つの柱としてそれを据えている状況にはございます。当然、今言われるような形の中でいくと、67%の市街化区域が、全て区画整理事業で終わっているわけですから、それに基づく都市計画道路、あるいは都市整備用地としての緑地、公園、こういうようなものについてのカウント的な数値的なものについての確保は図られている。それをどのような形でバランスよく維持継続していくかというのが課題になってまいりますので、今言われるような視点の中で、すぐにこういう形にしますよ、ああいう形にしますよというのはなかなか申し上げにくいところでございますけれども、当然33年を見据えて、やっぱり私どももトータル的なまちづくりという視点で、今言われるような視点を含めて政策を策定をしていきたいと考えていますので、今後機会があれば、そうしたご意見を伺うような機会も設けながら進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひその際はご協力をいただければなと思っております。

- ○委員(小作あき子) 市民を交えてですか。
- ○都市整備部長(阿部敏彦) もちろん、当然委員の方を含めて、地域の市民のコンセンサスも得ながら対応していくのは必然の話かなと思っております。
- ○会長(露木諒一) ほかにございますか。

宮川職務代理。

○委員(宮川修) 宮川です。

確かに農地だから重要だというのは、農地は都市化されてくるとかなり場面的な機能、要するに 憩いの部分だとか、緑の部分があることは確かで、ですから、農家はそれを維持しなきゃいけない ということを押しつけられない。要するに、私有財産であるということをある程度意識していただ きたいんですね。私はあそこの田んぼが広いからあそこを潰してもらっちゃ困る、これは意見とし ては当然構いません。それじゃ、どうするか。市民の人に買っていただきたいという意見があった んですね。ただ、かなり高額ですから、運動としてはなかなか成り立たなかった。要するに、イギ リスのナショナルトラストみたいに、市民がお金を集めて緑を保全しようという動きが日本ではな かなか活発にならないんですね。結局、市民の方がお願いするのは、農家に対して売るな、それか ら行政に対してどうにかしろという意見が多いんです。農家は売るなと言われても、じゃあ、自分 の家を潰してまで維持できるかというと、それは無理です。やっぱり自分の家、自宅は保全したい。 そうなると、一番収益性の悪い農地を売るんです。これは経済の当たり前の構造なんです。

○会長(露木諒一) 森崎委員。

○委員(森崎勝巳) 私は都庁に長くいまして、都庁時代は多摩ニュータウン、約3,000~クタールの開発を担当するところに長くいたんですけれども、そのときに、まさに今おっしゃったように私権を、開発の場合には制限するわけですね。その中の土地には、山林あり、田んぼあり、畑あり、そういうところを全部網をかけて、そこにまちづくりをしたわけですが、私権と公権との争いになりまして、なかなか難しい問題が多々発生しました。したがって、羽村市さんみたいな徐々とした開発というのは、むしろ時間はかかるにしても、そういう問題を起こさない手法なのかなと感じます。

○会長(露木諒一) ほかにございますか。小作委員。

○委員(小作あき子) 今、宮川委員がおっしゃったことはよく分かっているつもりで先ほど発言をしたんですけれども、農家さんが、相続が発生したために売らざるを得ない、農地がなくなってしまう。じゃあ、その後、農地じゃなくなってしまう場合が多いわけですね。その場合もミニ開発で、戸建ての住宅が密集してしまって、結局、とてもいい環境だったところと思って皆さん引っ越してきたのに、いつの間にか気がついたら畑がなくなっていて、しかも密集した市街地になってきてしまっているという印象を持っておられる方は多いんじゃないですか。そういう農家さんに売るなとは言えないので、売った後どうしたらいいのか、緑豊かなまちで維持していくためには農家さ

んも売るときに何か条件がつけられないのか、開発するデベロッパーさんのほうに対しても何か言えないだとか、この地区計画のような制度がすごくあるわけですから、ここの地区の中は最低何%の土地は確保しておきたいし、こういう配置でやっていきたいというビジョンを創るような、そういう具体的な動きをしていただけないかなと思うところでございます。

○会長(露木諒一) 並木市長。

○市長(並木心) 今日の議案でございますが、この議案の中から大きな広がりを持って、まちづ くりのところまでご発言いただいて大変ありがとうございます。私自身もこれは追加の指定が入っ ていますので、大変ありがたいことだと思っておりますし、これを堅持していくつもりでございま すけれども、先ほど印南委員からもお話がありました「羽村の都市計画」の1ページ目に市民憲章 というのが出ております。この中に花と緑に恵まれた美しいまちを目指しますと、これは市民憲章 第一でございます。市民にアンケートをとりましても、緑とか花とか自然を保つというのが市民の コンセンサスだと理解をしております。その後のところに活力あふれるまちというのが同時に書か れております。そういう意味では、奥多摩のほうに行けば緑100%というところがありますし、都会 との間の羽村市というのが地勢的にも特色のあるところで、そこをものづくりと自然と競合しなが らやってきたまちでございます。そういう中で、長期総合計画、この都市計画もそうです。そうい うところの根本には流れております。それを起点としながら、これからも施策の中では、今、小作 委員のご指摘のとおり、より具体的に策を進めていきたいと思いますけれども、最初のご挨拶のと ころで申し上げさせていただきましたけれども、ああいう形の地方創生計画、勝ち組、負け組とい うような形で各自治体間の競争がこれからは激化してくると、そういう勝ち残りのために、まちの 市政とか基本の方向性というものを、長期総合計画との整合性を上手に保っていくというのが行政 の責任だと思っております。そういう意味では、市民の皆さんのお声を聞きながら、またこういう 専門家の皆様のご意見を聞きながら、憲章に描いてあるもとのところをきちんと押さえながらやっ ていくと、そういう時代に入ったという認識は強く持っているところでございますので、ご理解を 賜りたいと、ちょっと抽象的ではありますけれども、今回の本案の提案の中の背景にはそういうこ とも承知をしているということで追加して説明をさせていただきました。ありがとうございました。 ○会長(露木諒一) ほかにございますか。

都市整備部長。

○都市整備部長(阿部敏彦) ただいまの地区計画の話でございますけれども、本来まちづくりの 視点の中に、都市計画上の中でいきますと、地区計画制度という制度がございますけれども、これ もやはりまちづくりの過程のプロセスの中でできた制度なんですね。本質的に都市計画の中の原点 でいけば、小作委員が言われるような形の運営ができれば一番よろしいわけですけれども、これは ご承知のとおり、宮川会長も言われていますように、私権の制限の中に当たってしまう部分なんで す。ですから、羽村市も地区計画制度というものを導入してございます。当然ミニ開発されるケー スというのは、先ほどから例を上げていられるように、農地だとか、あるいは工場の跡地だとか、 こういうようなものについては、今言われるようにミニ開発的な宅地指導の要綱に基づいたことが 出てまいります。その中でお願いをしていくという考えを持つことはできますけれども、これは強 制力が実はないわけです。そこが私権の制限に実は当たってしまうというところなわけです。です から、そういう制度をどのように活用していくか、今後そういうようなもののかけ方、仕掛けの仕 方というのは非常に難しい問題なのかなと実は捉えています。

しかしながら、今後羽村駅西口なんかの例で申し上げると、用途地域の指定、あるいは地区計画制度の指定をしながら、小作委員が言われるような視点をその中に反映できればと考えておりますけれども、農地が変わって云々という形の制限をかけるというのは大変難しい問題なのかなと捉えておりますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思います。

○会長(露木諒一) 小作委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

ないようですので、それでは、質疑を打ち切り、採決を行いたいと思います。

議案第1号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(露木諒一) ありがとうございました。

それでは、議案第1号、福生都市計画生産緑地地区の変更につきましては、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、議案第1号の決定の答申書の作成につきましては、私と事務局にお任せいただき、私から 市長に答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○会長(露木諒一) 次に日程4、報告事項、羽村駅西口土地区画整理事業の進捗状況につきまして、区画整理事業課長より報告を願います。
- ○区画整理事業課長(石川直人) 会長、区画整理事業課長です。
- ○会長(露木諒一) 区画整理事業課長。
- ○区画整理事業課長(石川直人) それでは、貴重なお時間を頂戴いたしまして、羽村駅西口土地 区画整理事業の進捗状況につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。冒頭、市長のご挨

拶の中でも触れておりましたとおり、今年度、27年度から移転の実施計画に基づきまして、建物等の移転や道路築造工事などハード事業に着手いたしました。本日は、その工事の内容と、それから現在の状況ということで、お手元に配付しました資料5をご覧いただきたいと思います。こちらに基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

工事に当たりましては、地域の安全性、移転工事の効率性、更には道路など、都市施設整備の公共性などに配慮いたしまして、優先度の高い箇所を選定し、工事を進めていくことを基本として計画をいたしております。そうした中で、現在、関係権利者をはじめ、皆様方のご協力をいただきながら、工事等の着実な進行を図っているところで、資料にお示ししましたのが本年度実施しております3カ所の状況でございます。

まず左側、1のしらうめ保育園周辺の区画道路築造工事についてでございますが、こちらの工事につきましては、しらうめ保育園の民営化に向けまして、移転先の確保、その周辺の整備でございます。図面にお示ししました工事の箇所でございますが、羽村駅の西口を中心といたしました西口の土地区画整理事業区域の一番北側に位置しておりまして、図面にあります左側に表記いたしました都営住宅、それから図面の右側で、表記いたしましたしらうめ保育園の移転先を丸でお示しし、この間の道路が地区界になります。従いまして、都営住宅側が区画整理の地区外、しらうめ保育園の移転先側が区画整理の地区内ということになります。そして、図面の上段が、ここにありますように青梅線の位置となっております。

平成27年度の工事内容は、図面の赤で着色したところ、区画道路 6 メートルを整備するために下の写真をご覧いただきたいと思います。上の図面でいきますと、写真の左が整備前の状況、都営住宅側から撮影したもので、カーブミラーの右側の工作物につきましては、都営住宅等へ都市ガスを供給するための施設であります、このガスの制圧機になりますが、去る8月17日から工事を開始いたしまして、9月末に都営住宅の敷地内への移転が完了しております。その後、現在、右側の写真が整備中の状況で、区画道路の築造と合わせまして、供給処理施設、水道・下水等の布設工事を行っております。

また同時に、先ほど申し上げました地区界の道路に、青の斜線で表示しておりますところが、下水道管の布設工事になりまして、この工期を11月14日から来年1月29日までといたしまして、現在工事を実施しております。これらの工事が終わった後、その後でございますけれども、平成28年度には図面にお示ししておりますしらうめ保育園の移転先、重なって下にございますが、建物が2棟ございます。この建物の移転解体を行い整地等を行いまして、平成29年4月以降には新たな建築計画、あるいは土地利用が可能となるように工事を進めていく予定であります。

次に右側をご覧ください。2の羽村大橋周辺の仮設道路築造工事についてでございますが、こちらの工事につきましては、渋滞の解消など南北交通の円滑化や防災性の向上などを目的に都市計画道路3・4・12号線、羽村大橋の東詰めの交差点からJR青梅線東部踏み切りまでの間であります。この早期整備に向けまして、今後予定をしております周辺の宅地造成や当該宅地へのアクセスを確保するための区画道路の工事、また図面上では青の点線で、黄色で着色したところになりますけれども、都市計画道路3・4・12号線の道路計画用地を確保するための準備工として、工事車両の導入の通路のほか、工事ヤードを確保するために図面上では赤で表示した部分でございますが、仮設道路の築造工事について市の所有している用地を使い、これを活用して、延長約40メートル、幅員が5メートルの仮設道路整備について、去る11月30日から工事に着手し、12月18日をもって完了したところでございます。

なお、都市計画道路 3 ・ 4 ・ 12 号線の本線の整備につきましては、平成28年度以降、数年かけて 道路計画線周辺の権利者等の皆様に順次移転のお知らせや、あるいは具体的な協議をさせていただ きながら、その後、移転の状況等を踏まえた中で、東京都さんをはじめ、関係者間との具現化に向 けた協議、調整を行っていくものであります。

次に、一番右下の3の羽村東小学校校庭内の遊具等の移設工事についてでございますが、こちらの工事につきましても、羽村大橋周辺の整備に関連する行為となりますが、平成28年度に権利者の皆様の移転先と、それから安全な通学環境、これらを確保するために、東小学校校庭の東側に計画しております区画道路築造工事、この図面で申し上げますと、分かりづらくて恐縮でございますが、東小学校校庭と表示している部分がありますけれども、この右側に紫色で着色した下地に、道路線形を薄く赤で着色しております。

この道路の整備を進めていくために、関連の工事として、東小学校校庭内の遊具等、撤去して新設する工事になりますが、照明灯、体育倉庫、あるいは雲梯であったり、ブランコ、ジャングルジム等でございます。これらの移転工事を去る12月14日から着手して、来年の2月25日を工期とし、現在工事を行っております。そして、この遊具の移設が完了した後には、当該地区が羽ヶ田上遺跡として埋蔵文化財の包蔵地に指定されておりますので、平成28年度からは発掘の調査を実施してまいります。そして、この調査完了後に、幅員が6メートル、延長がおおよそ95メートルの区画道路築造工事を段階的に行う予定でございます。

以上で平成27年度の工事内容並びに進捗状況等のご説明とさせていただきたいと存じます。

今後も西口土地区画整理事業の推進に関しましては、引き続き都市計画審議会委員の皆様方には ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご報告に代えさせていただきたいと思います。ありがと うございました。

○会長(露木諒一) 報告事項ではございますが、どうしても聞いておきたいという方は、ありますか。

山崎委員。

- ○委員(山崎陽一) 3・4・12号線の部分と小学校の校庭のところ、いずれも東京都の、羽村大橋の拡幅を受ける感じでの工事になっていると思うんですが、東京都のほうは、どんな予定で橋の拡幅工事の計画をしているか、あるいは説明を、今後住民説明をするかという、そこらのスケジュールが分かれば教えてください。
- ○区画整理事業課長(石川直人) 会長、区画整理事業課長です。
- ○会長(露木諒一) 区画整理事業課長。
- ○区画整理事業課長(石川直人) 現在東京都の動きでございますが、具体的な日程等につきましてはまだ示されておりません。今後の状況を踏まえて適切に、『まちなみ』ですとか、広報といったものを活用して周知を図ってまいりたいということでございます。
- ○会長(露木諒一) 山崎委員。
- ○委員(山崎陽一) これは第3次道路計画、東京都の計画で、27年度までに着手ということになっているわけで、あと3カ月しかないわけですよね。そうしたら、当然その中で何か動きが出てくるのかなと思ったんですけれども、今のお話では、特にそれは聞いてないということでいいのかな。
- ○区画整理事業課長(石川直人) 会長、区画整理事業課長です。
- ○会長(露木諒一) 区画整理事業課長。
- ○区画整理事業課長(石川直人) 委員ご指摘のとおり、羽村大橋の拡幅工事につきましては、東京都の多摩地域の都市計画道路の整備方針、この中で平成27年度までに着手する路線ということで位置づけがされております。東京都として、今、その手続を精査しているところだと判断しています。

この大橋の拡幅計画と、3・4・12号線の道路の整備、先ほど申し上げましたが、本線の整備、 これは別事業になりますので、今後東京都が、より具体的な、あるいは具現化に向けた協議を東京 都ともしていかなければいけないと考えております。従いまして、今回お話がありましたように、 道路を整備する、それがまず前提とした目的だけではなくて、今ご説明したように周辺の権利者の 皆様方の宅地、この移転先を確保するための区画道路の工事だったり、造成工事、そういったもの でございますので、今後東京都、あるいは関係機関との協議を踏まえて、その時期はきちっとお示 しすることになるかと思います。 以上です。

○会長(露木諒一) ほかにございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて第26回羽 村市都市計画審議会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時07分閉会